

## 加古川市防災会議傍聴要領

平成 26 年 7 月 22 日  
総務部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、加古川市防災会議（以下「防災会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴できる者)

第 2 条 防災会議を傍聴できる者は、市内に居住を有する者又は市内に通勤、通学している者とする。

(傍聴人の定員等)

第 3 条 傍聴人の定員は 15 人以内とし、会場等の都合に応じて定員を設定するものとする。

(傍聴の手続)

第 4 条 傍聴を希望する者は、防災会議開会予定時刻の 10 分前までに受け付けに申し出のうえ、(様式第 1 号)の交付を受け、これを着用しなければならない。

2 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了する。

(入室制限)

第 5 条 会長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の入室を制限することができる。

(傍聴証等の返還)

第 6 条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終えるとき又は防災会議が終了したときは、傍聴証を返還しなければならない

(傍聴できない者)

第 7 条 次に該当する者は、会議室に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険物と認められるものを所持している者又は所持のおそれがある者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 児童及び乳幼児。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 前各号に該当するもののほか、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 8 条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴人の発言は原則として認めない。
- (2) 防災会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 談笑し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (4) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議室の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 9 条 傍聴人は、会議室において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者はこの限りではない。

(傍聴人の退場)

第 10 条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの要領に違反し、会長が退場を命じたとき。

2 前項第 2 号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない。

(係員の指示)

第 11 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(報道関係者の取扱)

第 12 条 報道関係者は、第 2 条から第 6 条までの規定にかかわらず、公開の防災会議を傍聴することができる。

2 第 7 条から第 11 条までの規定は、報道関係者が公開の防災会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 22 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 17 日総務部長決定)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

No.

傍 聴 証

加 古 川 市 防 災 会 議

年 月 日